

<別紙 1-4>

誓約書

(プライマリー・コース参加者用)

外務省総合外交政策局国際平和協力室長 殿

一般社団法人広島平和構築人材育成センター

平成 29 年度「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」活動プログラムディレクター 殿

私は、平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業に参加するに当たって、国内研修及び海外実務研修（以下、「研修」とする）を修了した後は、平和構築・開発支援分野の実務に従事するために最大限の努力を払うことを、誓約いたします。また、募集要項の内容を理解し、さらに下記事項を遵守いたします。

記

1. 研修中は所定の研修等に従事し、研修目的の達成に努めると共に、広島平和構築人材育成センター（以下、「HPC」という）及びその他実施機関の関係者をはじめとして、講師や派遣先機関の指導員等、指導する者の指示等に従うこと。
2. 安全を最優先に活動し、日本および派遣先国の法令、HPC 及びその他実施機関が定める規則、研修を実施する諸機関等の安全基準・行動基準等を遵守すること。
3. 現地情勢等により、外務省が、海外実務研修を中断、終了を含む措置をとる旨判断する場合には、これに関する指示に従うこと。
4. 海外実務研修期間中は、外務省が定める様式・頻度において、各種報告書等を提出すること。
5. HPC 及びその他実施機関の承認を得ずに研修を中止または休止した場合、その他正当な理由なく上記遵守事項に違反したときは、右記機関の指示に従い、既に受けた研修の費用の全額、または一部を返金すること。
6. 研修期間中に故意または過失によって HPC 及びその他実施機関または第三者に損害を与えた場合は、研修員の加入する保険により補償することとし、保険で補償されないものに関しては、自らの責任において対処すること。
7. 研修期間中に天災・人災・事故・疾病・犯罪等による損害を受けた場合および自己の健康上の理由による費用負担が発生した場合には、研修員の加入する保険により補償することとし、いかなる請求も HPC 及びその他実施機関または関係機関に対して行わないこと。
8. 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業研修員（Program Associate）としての資格を利用して、政治、布教、私利に関する一切の活動を行わないこと。
9. この誓約に違反し、その他不正な行為があったとき、研修の中止を含む措置については外務省及び HPC またはその他実施機関の決定に従うこと。
10. 研修の参加に際して撮影された写真等が事業の広報等のために使用されることに同意する。

平成 年 月 日

氏名（自署）

⑩